

デイサービスセンター nagomi

「地域密着型通所介護事業」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(新上五島町指定 第4271601249)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービス利用に関する留意事項.....	5
7. 苦情の受付について.....	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 新上五島在宅ケアセンター |
| (2) 法人所在地 | 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 379 番地 5 |
| (3) 電話番号 | 0959-42-5133 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 田 平 一 吉 |
| (5) 設立年月 | 平成17年11月1日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業
- (2) 事業所の名称 デイサービスセンターn a g o m i
平成28年4月1日新上五島町指定 4271601249号
- (3) 事業所の所在地 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷910番地44
- (4) 電話番号 0959-43-1197
- (5) 管理者氏名 大曾志穂美
- (6) 開設年月 平成20年10月1日
- (7) 事業所が行っている他の業務 【通所介護事業等】

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新上五島町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 週7日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分 (7H～9H)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、人員基準上の人数を記載しています。

- 1 管理者 (人員基準上) 1名
- 2 生活相談員 (人員基準上) 1名
- 3 介護職員 (定員の最大人数) 2名
- 4 看護職員 (人員基準上) 1名
- 5 機能訓練指導員 (人員基準上) 1名

職種 介護職員 勤務体制 勤務時間 午前8時30分から午後5時30分
看護職員 勤務体制 勤務時間 午前8時30分から午後5時30分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合があります

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付さ

れます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

<サービスの概要>

☆共通的服务

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食費：450円
- ・食事の準備、介助を行います。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

11：30～12：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご契約者の排泄に関する介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆加算対象サービス

・以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割、2割、3割を追加料金としてご負担いただきます。

*入浴介助加算 1回 40円

*サービス提供体制加算Ⅰ 1回 22円

*利用料の総額に対し処遇改善加算Ⅰ 9.2%が含まれます。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务

単位 (円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	7,530	8,900	10,320	11,720	13,120
2. うち、介護保険から給付される金額	6,777	8,010	9,288	10,548	11,808
3. サービス利用に係る自己負担額	753	801	1,032	1,172	1,312

☆加算対象サービス (1回)

単位 (円)

1. 加算対象サービスとサービス利用料金	①入浴 400円
2. うち、介護保険から給付される金額	360円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1割 2割 3割)	40円

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ①食事の提供にかかる費用
- ②おむつ代 (実費)
- ③日常生活等での必需品 (実費)

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 下記指定口座への振り込みの場合
○十八親和銀行 新上五島支店 普通預金 1 1 9 7 3 4 0
- イ. 金融機関口座から自動引き落としの場合
○ごとう農業協同組合
○上五島町漁協協同組合
○郵便局

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を停止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

火災防止対策の為、事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 [管理者] 大 曾 志 穂 美
- 苦情解決責任者 「代表者」 田 平 一 吉
- 受 付 時 間 毎週月曜日～日曜日 午前8：30～午後5：30
電話番号43-1197

○第三者評価期間 無

苦情を受けた場合には、良く内容を確認して改善に対する取組の為の会議を開催し、同じ事が起きないように対応を協議して改善に向けた取組を行います。また、改善方法についてはご利用者やご家族にも十分な説明を行い対応を実施致します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新上五島町健康保険課 介護保険班	所在地 長崎県南松浦郡上五島町青方郷1585-1 電話番号 0959-53-1151 受付時間 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険相談担当	所在地 長崎県長崎市今博多町8番地2 電話番号 095-826-1599 受付時間 9:00~17:15

8. 事故発生時の対応について

サービスの提供時については、常にリスクマネジメントを実施し、事故防止に努めてまいります。事故が万一発生した際には下記の対応を実施致します。

事故発生時の対応

- ・サービスの提供時において事故が発生した場合には、利用者に対して迅速に必要な処置を行ない協力医療機関などに要請し対応を行います。
- ・事故の詳細などについてご家族へも情報の提供を実施致します。
- ・事故に応じて損害等が発生した場合には、損害に関しての対応の有無の説明を実施します。
- ・関係市町村への報告なども行い、同様の事故が発生しないよう常に介護事故防止に努め、事故防止委員会などの開催を行い、事故防止に努めてまいります。
- ・第三者評価の実施状況はなし

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止や身体拘束の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及する為の研修を定期的で開催するとともに（研修については、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (4) 虐待防止の為の指針の整備
- (5) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- (6) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置
- (7) サービスの提供中等において、虐待に関する情報等を（利用者やご家族、関係者等）収集または発見した場合には、関係市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束の防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、当利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者やその他の従業者に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

11. 感染症、食中毒の予防、まん延の防止の措置に関する事項衛生管理対策

当事業所は、設備等に関する衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、適切に対応を実施する。

当事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当施設における感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する
- (3) 当施設内において、従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止の為の研修及び訓練を定期的を実施する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターnagomi

説明者職名 管理者 大曾志穂美

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 新上五島町 郷 番地 氏名 印

ご家族住所 新上五島町 郷 番地 氏名 印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|